

令和元年12月23日開会

第707回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

1. 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可について（生涯学習課）

< その他 >

1. 新教育委員の選任について

議案第 1 号

むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令について

むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年 12 月 23 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

工業標準化法の一部改正により、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められたこと及び事務の簡素化のため、所要の条文の整理をするためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正
する訓令

令和元年12月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第5号

むつ市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程（昭和43年むつ市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊟」及び「押印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「出張者の職氏名印」を「出張者の職氏名」に改める。

様式第16号の3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第11号（第11条関係）

（その1）一般用

復 命 書

年 月 日

むつ市立 学校長 様

職氏名

①

命により出張したところ、その概要は、下記のとおりでした。

記

1 出張期間

2 概 要

注1 2人以上連名で復命する場合は、上席者から順次署名押印する。

2 概要には、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び用務の概要等を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

（その2）簡易用

復 命 書

学 校 名

確認の印	<u>出張者の職氏名印</u>	出 張 期 間	用 務 先	用 務 (概要・結果)
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

様式第11号（第11条関係）

（その1）一般用

復 命 書

年 月 日

むつ市立 学校長 様

職氏名

命により出張したところ、その概要は、下記のとおりでした。

記

1 出張期間

2 概 要

注1 2人以上連名で復命する場合は、上席者から順次署名する。

2 概要には、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び用務の概要等を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

（その2）簡易用

復 命 書

学 校 名

確認の印	<u>出張者の職氏名</u>	出 張 期 間	用 務 先	用 務 (概要・結果)
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

様式第16号の3（第15条の2関係）

養育状況変更届

年 月 日

様

所属名

職氏名

次のとおり部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他()
- 休業に係る子が死亡した。
- 休業に係る子との養子縁組を解消した。
- 休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

- (注) 1 該当する□にはレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第16号の3（第15条の2関係）

養育状況変更届

年 月 日

様

所属名

職氏名

次のとおり部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他()
- 休業に係る子が死亡した。
- 休業に係る子との養子縁組を解消した。
- 休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

- (注) 1 該当する□にはレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

◇事務局からの報告事項

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可について

令和元年6月17日付むつ生産第142号で、むつ市長より提出された現状変更(捕獲)の申請について、文化庁長官より許可されたため、むつ市長あてに伝達した。

●許可内容

青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づいた、加害群除去等の捕獲

●捕獲申請頭数…11群+ハナレザル 計230頭

加害群除

- ・ I2-A1群 10頭
- ・ I2-A2群 4頭
- ・ A2-85群 60頭

個体数調

- ・ A2-84A群 7頭
- ・ A2-84B群 4頭
- ・ A87-A群 21頭
- ・ O1-A群 11頭
- ・ O2-B群 17頭
- ・ M2-B群 23頭
- ・ Ko2群 36頭
- ・ S群 20頭
- ・ ハナレザル 17頭

●許可条件

- ・ 捕獲対象地域は、特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- ・ 事業終了後は文化庁長官あての終了届を提出すること。



む 教 生 第 122 号
令和元年 10 月 30 日

むつ市長 宮下 宗一郎 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(捕獲)の許可について(通知)

令和元年 6 月 17 日付、む生産第 142 号で申請のあった現状変更について、別紙のとおり許可されましたので伝達します。

なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、事業者からの終了届の提出を受け、青森県教育委員会経由により文化庁長官あて進達することになりますので、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
Fax 0175-22-1488



青教文第945号
令和元年10月23日



むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（捕獲）について（通知）

令和元年6月21日付けむ教生第122号で進達のあった標記について、
別添のとおり許可になったのでお知らせします。

ついては、申請者に伝達いただくとともに実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了届（文化庁長官あて）
を提出させ、本職に進達願います。

【担当】文化財保護課文化財グループ
印部総括主幹
TEL:017-734-9920



元受文庁第4号の704

むつ市長 宮下 宗一郎

令和元年6月17日付けむ生産第142号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)を文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の規定により下記の条件を付して許可します。

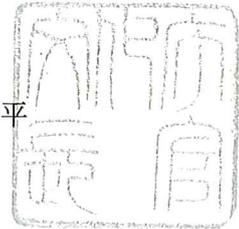
ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様(材質、色、形状)の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和元年9月20日

文化庁長官 宮田 亮 平



記

- 1 捕獲の対象地域は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指示を受けること。

(注) 取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

◇新教育委員の選任について

12月定例議会において、村中一文教育委員の退任に伴い、新教育委員として、黒木和之氏が選任されましたのでお知らせします。(12月12日議決)

くろき かずゆき
黒木 和之 氏

任 期 令和元年12月26日～令和5年12月25日

【略 歴】

生年月日 昭和38年3月3日
本 籍 鹿児島県大島郡龍郷町153番地
住 所 むつ市大湊浜町31番18号
学 歴 東京大学経済学部卒業
略 歴 株式会社博報堂